連載 教えて!総合型クラブの法人化



NPO法人と一般社団法人の違い ~それぞれの特徴と手続き方法とは~

総合型クラブの法人化について、2回目の連載では、NPO法人や一般 社団法人などの法人格がそれぞれもつ特徴や実際の手続きの違いを取り 上げます。パート1と同じく森玲子氏の解説をもとに、法人化を経験し たクラブの実例を併せて確認してみましょう。

東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員 森玲子

1 「事業と市民の参加」で比較してみる

NPO法人と一般社団法人の違いを、まず事業と市民参加の面から考えてみます。

〈NPO法人〉

NPO法人はNPO法にある福祉や環境など20分野の活動を通して「公益の増進に寄与する」ための組織であり、事業目的は公益¹です。そのため活動についても、収益目的の事業には制約²があり、運営においては市民の参加が前提です。

例えば「社員総会」で議決権を持つ会員³に新規の申し込みがあったとします。最高意思決定機関である総会で議決権を持つということは、運営に参加するということです。NPO法人の場合、この申し込みを正当な理由なく断ることができず、基本的には受け入れることになります。また、ボランティアや寄付を受け入れながら運営することも多く「市民の参加のもと、開かれた運営で社会に向けた活動をする」のがNPO法人といえます。

〈一般社団法人〉

一般社団法人は事業目的が公益と共益¹のどちらでも設立が可能で、活動分野や内容には制限がありません。また、市民参加を前提としておらず、議決権をもつ人に条件や制限をつけることができ、例えば「仲間と運営する」「地元住民だけで活動する」ことも可能です。そのため、共益活動を主目的とする同窓会や、同業者で運営したい専門職団体などではこちらを選択することがあります。

■一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部(岐阜県可児郡御嵩町)

法人格取得日	平成25年9月26日	
法人格を取得した経緯	クラブ設立準備段階から自主自立を目指し、将来的に指定管理業務 などを受託するため	
一般社団法人を選んだ理由	NPO法人より比較的自由で縛りが少ないため	
申請書類作成に要した時間	約20時間	
法人化までの苦労	協議の過程で役員候補間の意識の違いが浮き彫りになったこと	
設立経費	計11万3,050円	
法人化による成果	○2施設の指定管理を受託(平成27年度さらに1施設の受託が内定) ○スポーツ少年団が倶楽部に加盟したことによる会員増大 ○行政・企業との話し合い時に信用・信頼を得ることができた	
法人化後の苦労	事務局体制の確立や事務量の多さ	
法人化で大切なこと	○地元の自治体や他団体(組織)に事前に理解を求めること ○役員、スタッフによるクラブ理念の再確認	
法人化へのアドバイス	指定管理業務受託を目指して法人化する場合は、受託には法人事務 局と専従員が必要であり申請時に確立されているといいと思います。	

「自由で縛りが少ない」 という理由のように、 活動や運営メンバーを 自由に決められること がポイントです。



さらに一般社団法人には、最も一般的な非営利型以外のタイプのほかに、非営利型として非営利徹底型と共益型の2つがあります。非営利型になるには要件がありますが、税制上の取り扱いが非営利型以外の一般社団法人に比べて若干優遇されます。ちなみに、総合型クラブの目的は公益のため、事業目的としてはどちらの法人格を選んでもよいことになります。

		一般社団法人		
	NPO法人 (特定非営利活動法人)	非営	利型	非営型以外
	(11.27)	非営利徹底型	共益型	非呂望以外
根拠法	NPO法 (特定非営利活動促進法)	一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律		
目的	ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由 な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な 発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること	特に制約なし		
事業	○特定非営利活動を主たる目的とする (20分野、公益) ○上記に支障がない限り「その他の事業」ができる	特に制約なし		
社員 (総会で議決権をもつ人)	○10人以上(設立後も常に) ○資格の得喪に不当な条件を付けない	2人以上 ※設立後1名にな	っても解散しない	١

2 手続きの違いで比較してみる

NPO法人と一般社団法人では、設立の流れや費用が大きく異なります。

〈NPO法人〉

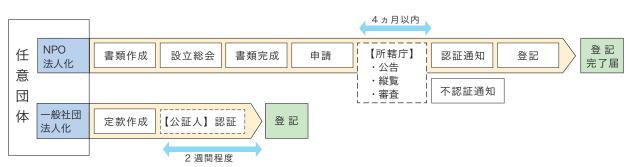
NPO法人は「認証」という方法で設立し、登記の費用は掛かりません。具体的には、定款を含む11種類の申請書類を所轄庁に提出後、4か月以内に認証か不認証の通知があり、認証されれば登記をして法人が成立します 4 。設立総会の開催も必要のため、仲間とともに立ち上げを進めることになります。あくまで「市民が行う自由な社会貢献活動」をする法人格なので、定款などを見て所轄庁が「この活動はいい・悪い」というように活動の価値判断をするわけではありません。しかし、申請内容が法令に反していないことが必要です。

〈一般社団法人〉

一般社団法人は「準則」という方法で設立します。具体的には、団体のルールブックである定款の作成、 公証人の認証、登記といった3つの段階を経て成立します。掛かる諸費用は、認証や登記の約12万円のほか、 印鑑作成代などです。所要期間は2週間程が多いようです。

■手続き方法の違いと設立までの流れ

	NPO法人	一般社団法人	
所轄庁	都道府県・政令市	なし	
設立方法	認証	準則	
設立期間	2~4か月	約2週間	
設立費用	0円	約12万円~15万円	
情報公開	あり	とくになし	
行政の監督	ゆるやかにあり	ほぼなし	



つまり、一般社団法人が費用は掛かるが短期間かつ簡便な手続きで設立できるのに対し、NPO法人は、費用は掛からないが設立までに時間と労力を要するといえます。そのため、法人化までの期間で一般社団法人を選ぶ場合や市民参加や民主的な運営であることを明確にするためにNPO法人を選択することもあります。

■NPO法人スポーツ・サンクチュアリ・川口(埼玉県川口市)

法人格取得日	平成15年8月15日	
法人格を取得した経緯	80人ほどで活動し、会費による運営が基盤であったため、会計上の 理由から法人格を取得	
NPO法人を選んだ理由	クラブ運営にあたり、 <mark>会員が主体となる組織に適した法人格である</mark> という理由で選択。また非営利活動法人という意味で、組織の活動 目的と合致すると感じたため。	
申請書類作成に要した時間	約1か月の間で、概ね30時間程度	
法人化までの苦労	現在のような穴埋め式の書式や設立のためのガイドラインがなかっ たこと。埼玉県の窓口で担当の方と一緒に定款を仕上げたり、認証 を得た後、登記することを知らずに放置してしまったりした。	
設立経費	計1万1,200円(印鑑作成代ほか)	
法人化による成果	会費が団体の支援につながるという意識が会員の方に芽生えたこと	
法人化後の苦労	○川口市では、NPO法人は「市内広域で活動を行う」という理由で公共施設を借りるための登録がNPO法人名ではできないこと ○会費をとることは営利活動であるという認識が、今も多くありその理解を得ること	
法人化で大切なこと	理念を実現できるクラブ運営を、自然体で行うことにより、会員の 一人ひとりが自分自身の居心地のよい活動を見つけ、クラブ文化が 培われていく。この過程が大切だと感じています。	
法人化へのアドバイス	2年間の活動(当時は収支)予算書の作成は、活動を改めて考える機会となりましたが、見返すと少し無理のある計画でした。将来を見据えた現実的な計画が重要だと思います。	

このクラブでは、「会員が主体となる組織にしたい」という思いから、約1年を掛けてNPO法人格を取得しました。



NPO法人スポーツ・サンクチュアリ・川口 クラブマネジャー 相澤和江

3 設立後で比較してみる

設立後は法令や定款に則った適切な運営が求められます。NPO法人は、毎年、資産の登記や所轄庁への報告書類提出などのほか情報公開の義務があります。また、所轄庁のゆるやかな監督も受けます。一般社団法人には所轄庁がなく、情報公開の義務も関係者への閲覧程度で、ほぼありません。すなわちNPO法人は設立後に多くの事務が発生しますが、それにより公益性を担保し、かつ市民に開かれた運営を実現できます。なお、両法人とも税務5や労務と無関係ではなく適切な対応が必要です。

4 認定NPO法人と公益社団法人

最後は、NPO法人と一般社団法人の"その先"についてです。

NPO法人は、設立後2事業年度を終了して、受入寄付や組織運営などの条件を満たすと「認定NPO法人」の申請ができるようになります。認定NPO法人制度は、幅広い市民から支持・支援を受けているNPO法人を認定し、税制優遇を与えることで、その活動を支援するというものです。2001年にスタートした制度ですが、申請作業の大変さや要件の厳しさなどから、認定数はNPO法人全体の1%以下にとどまっていました。しかし、2012年にNPO法が改正され、認定制度にも大きな変更がありました。これにより「認定」が身近になり、目指す団体も増えています。

また、一般社団法人も公益認定を受けることで「公益社団法人」になることができ、さまざまな税制優遇が受けられるようになりますが、これには行政による監督や組織構成などへの制限も生じます。

法人格を検討するときは、"その先"を視野にいれた組織づくりをすることも方法のひとつです。

■仮認定NPO法人朝日丘スポーツクラブ

仮認定NPO法人
申請の経緯

平成24年のNPO法改正により、寄付文化を醸成しようと認定NPO 法人格取得のハードルが下がったので、早速理事会に取得の提案をしました。理事からは「急に寄付が集まるわけではない」「クラブの自立と発展が先決」「より地域の信頼性を確保することが必要」といった反対意見もありましたが、いつでも寄付を受け入れることができる基盤を作り、クラブ活動をより活性化させようとの思いでまずは仮認定を申請することになりました。

仮認定 NPO法人化による 成果

現在は、スポーツ以外の業務を受託する話も出ています。これは仮認定NPO法人化により、行政との信頼関係が増した結果だと考えます。今後は、地域から信頼を得ることを念頭に置きクラブ活動を充実させることこそが寄付をしてくださる方の増加につながると考えています。

仮認定から 認定NPO法人に なるために

「100人以上の方から寄付金3000円以上」という認定NPO法人の条件をどのようにクリアするかが問題でした。まず、愛知県の「賛助会員の会費は寄付金扱いできる」という指導のもと、賛助会員を増やすことを検討し26社の賛助会員を確保。そのほか、当時クラブでボランティアとして活動していた85名の指導者にクラブの更なる発展と認定NPO法人になることの意義について説明したところ、今までどおり指導者として活動しながら賛助会員となりクラブを支えていただく理解を得ることができ、条件をクリアすることができました。現在、賛助会員は105名(指導者)26社(会社関係)の計131件です。

平成27年12月には認定NPO法人申請をする予定です。

NPO法人朝日丘スポーツクラブ 三田博司

認定NPO法人を目指す 過程は、組織の基盤を 整えたり、適切な運営 ができているか、点検 する機会にもなります。



次回(最終回)は、いよいよ法人格を選ぶ際の具体的なポイントを考えていきます。

■参考文献:ネットワーク(東京ボランティア・市民活動センター発行情報誌)309、320号

- 1 詳細は連載パート1を参照(http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabushien/npo_1.pdf)
- 2 NPO法人は目的のために行う事業を支えるために、財源確保のための事業 (その他事業)を行うことができますが、本来事業に「支障がない限り」という制限があります。
- 3 ここでいう会員とは「社員」のことです。「社員」とは、NPO法における表現で、「総会で議決権を持つ人」のことです。「雇用されている人」「給料をもらっている人」ではなく、混乱しやすいので「正会員」などと呼んでいる団体もあります。
- 4 手続きの詳細は、団体事務所のある所轄庁(都道府県・政令市)にお問い合わせ、
- もしくは内閣府HP (https://www.npo-homepage.go.jp/index.html)を参照してください。
- 5 NPO法人は法人税法上の収益事業課税(収益事業がない場合は減免できる場合がある)など。一般社団法人は原則全所得課税だが、非営利型の場合に収益事業課税になるなど。詳細は税務署へお問い合わせください。